

高校生等の政治参加の促進に関する意見書（案）

平成27年6月の公職選挙法等の改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられる。これを機に、高校生等を始め若者の政治への関心を高め、政治参加を大いに促進し、自分で考え、他の人たちと意見を交わし、行動する主権者としての成長を図ることが、民主主義を成熟させていくために重要である。

ところが、平成27年10月、文部科学省は、高校生等の政治活動について、学校内にとどまらず、学校外の活動についても制限・禁止する内容の「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を通知した。さらに、平成28年1月には、通知に関するQ&Aの中で、高校生等が休日や放課後にデモや集会などに参加する場合、学校への届出制とすることも認める姿勢を示した。

これらは、高校生等の主権者としての権利を侵害するものであり、さらに、高校生等の政治活動はもとより、校内で署名を集めること、教室で放課後に政治に関わる話をする事、部活動や文化祭で社会的問題について学習し発表することなど、政治や社会について学び、考え、意見表明する活動を制限、萎縮させかねないものである。

文部科学省は、教育目的を達成するためには生徒の権利を制限することができるとしているが、人権を制限して民主主義国家にふさわしい人間の成長を図ることはできない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、現行通知を廃止し、高校生等の人権と学校及び教員の教育の自由を保障し、高校生等の主権者としての成長を促進する新たな内容の通知を出し直すよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛て